

# 目 次

第8回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表） .....	1
第8回大宜味村議会臨時会会議録（11月10日） .....	3
第8回大宜味村議会臨時会会議録（11月13日） .....	7

# 第8回大宜味村議会臨時会会議録 (会期日程表)

開会 昭和59年11月10日

会期4日間

閉会 昭和59年11月13日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
11月10日	土	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第60号～議案第61号 提案説明
11月11日	日	休 会		
11月12日	月	休 会		
11月13日	火	本会議	午前10時	議案第60号訂正 議案第60号、議案第61号 説明、質疑、討論、採決 閉 会



## 第8回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和59年11月10日

### 1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和59年11月10日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年11月10日 午後3時19分)

### 2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 経 済 課 長 平 良 晋 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第60号 昭和59年度大宜味村一般会計補正予算

日程第4 議案第61号 公有水面埋立について

日程第5 会期の延長について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和59年第8回大宜味村議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長において5番宮城長雄君、6番平良俊政君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時07分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第60号及び日程第4 議案第61号を一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第60号の説明に入ります前をお願い申し上げておきたいと思えます。塩屋漁港の改修事業を進めるために緊急に議会を開く必要がございます、今回の招集ということになったわけです。よろしくご了承の程お願いいたします。

議案第60号、この補正において総額においては変わりませんが、漁港建設を進めるために3目の漁港建設費の組み替えが必要となりましたので提案いたしているわけです。内容につきましては後程課長から詳しく説明をいたさせます。

議案第61号、塩屋漁港改修事業に伴ないまして大宜味村字塩屋安慶名984番の2,984番の5986番及び987番に接する道路敷地先公有水面埋立について、沖縄県知事より意見が求められているため提案いたしております。なお、意見書は別添でございますので、これにつきましても課長から詳しく説明いたさせます。よろしくご審議願います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩 (午前10時11分)

再 開 (午後 3 時17分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

この際会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 会期の延長についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間と議決されておりますが、議事の都合により11月13日まで3日間延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は11月13日まで3日間延長することに決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により11月12日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、11月12日は休会することに決しました。

更におはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後 3 時19分)



## 第8回大宜味村議会臨時会会議録

(第2号) 昭和59年11月13日

### 1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和59年11月13日 午前10時00分)

閉 会 (昭和59年11月13日 午前11時20分)

### 2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	

### 3. 欠席議員 (1名)

12番議員 前 田 貞四郎 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	新 城 繁 正 君	経 済 課 長	平 良 晋 君
助	役	仲 村 順 三 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 城 利 明 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	稲 福 幸 三 君	書 記	前 田 孝 君
---------	-----------	-----	---------

6. 議事日程（第2号）

日程第1	議案第60号	昭和59年度大宜味村一般会計補正予算の訂正について
日程第2	議案第60号	昭和59年度大宜味村一般会計補正予算
日程第3	議案第61号	公有水面埋立について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1から日程第3 議案第61号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時15分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第60号 訂正について村長から訂正の理由の説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 議案第60号につきまして県の補助事業の地域農政ですが、その補助金の割り当てが増額してまいりましたのでこれを緊急に補正いたしまして事業の推進を図りたいということで、追加しましてご審議をお願いしたいということでございます。

- 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今議題となっております議案第60号 訂正の件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 訂正の件は承認することに決しました。

村長から訂正か所の説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 差し替えいたしました議案第60号につきまして改めて説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ963千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,927,823千円とする。

（朗読して説明に代える。）

なお、内容につきましては担当課長から詳しく説明いたさせますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時20分）

再 開（午前11時02分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第60号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第61号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 13番（松島重克君） 漁港を造るために埋立ということでございますが、兼久川の排水にもかかわりが出ているわけですが、兼久川の排水の終末の所で土砂が積りまして常に地元民が難儀している所であります。塩屋の前区長がこの改善につきましてかなり力を入れてまして以前と比べましては大分良くなっております。特に最近では水洗便所が普及しましてあの清掃をするのは非常に困難を極めているわけです。いろいろ考慮はされるとは思いますが、もし、今回の工事が施工されて現在より悪くなるような状態が出た場合には当局はどう考えるか念のために聞いておかなければならぬわけです。これについてひとつお聞かせいただきたいと思っております。

○ 村長（新城繁正君） この排水のことにつきましては漁港を進めるためにこれをどうするか一番問題だと、これは前から協議してきている問題でして、この排水を現状より改善をやっていく方向で今やっているわけですが、このことについて一番心配しているわけでございます。

従いまして漁港が出来た反面いまの排水がうまく出来なかったということになりますれば、環境衛生の面からも大変問題でございますので是非上流も下流も検討して、最善の努力をしてこの排水問題は解決していきたいと考えているわけです。技術的な面につきましては課長の方から説明させます。

○ 経済課長（平良 晋君） 排水につきましては前に部落懇談会等を行う時点においても皆さん方から一番心配ごとのことでありまして、それを念頭に置きましてこれまで事業を計画してきたところでございます。この排水は住宅からの汚水より山地からの汚水の方が相当量あります。

そういうことで現在のこう配から考えますと海面とそんなに差がありませんで、その状況で設置した場合は設置した後でもそのような状況が出て来る場合もあると思っております。それではいけませんので現在の排水も併わせましてこう配の検討も行ないまして極力スムーズに流れるように、そして砂がたい積しないような方法を極力考えていきたいと思っております。それで幸い国道との調整を今やっているわけですが、国道計画でも現在の国道より少々上がるという話も聞いております。そういうことでこう配も少し上げていけるのではないかと考えておりますので国道とも十分調整して排水機能が損なわれないような方法で検討していきたいと思っております。

○ 13番（松島重克君） 何故、あなた方が十分考えてやるからと言っておられるのに聞くかというように疑問を持たれると思うんです。ところがこれはそれだけの理由があるわけですね。この兼久川の排水につきましては15～16年前から当時の村長に何回も善処方をお願いしていたわけですが、考えてはみるが現在の状況では難かしいという返答が何回か出て現在に至っているわけです。それで部落は独自の金を使ってなんとか現在の状況までもってきているわけです。先ほど国道事務所の話も出ましたが、部落は県にも行ったんですよ。そうしますと河川課から港湾課からいろいろたらい回しにされて何処も担当でないと、国道事務所もその当時上は所管であるが下の暗きょは違うんだということだったんですよ。だからあなた方がそういう話をされても丸ままそうかというわけにはいかないということなんです。

結論としましては現在の状況より工事が終わって後悪くなるようであれば当局が責任を持って改善するというのであればそれで結構なんですけど、どうですか。

○ 村長（新城繁正君） これは協議の段階でも一番問題になった所でございます、これは最大限に努力いたしまして、今より悪くなるということは考えておりませんし、漁港の整備も排水の改善も含めて検討しているところでございます。責任を持って改善したいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午前11時16分）

再 開（午前11時17分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第60号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号 昭和59年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号 公有水面埋立について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時18分)

再 開 (午前11時19分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

以上をもって本臨時会に付議された事件は総て議了いたしました。

これにて昭和59年大宜味村議会第8回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午前11時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員(5番) 宮 城 長 雄

署名議員(6番) 平 良 俊 政